

◇京都府歯と口の健康づくり推進条例の一部を改正する条例（京都府条例第22号）  
（議会事務局）

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症にかかることへの不安感から、歯科の受診を控える動きが顕著にみられることにより、口腔環境の悪化やオーラルフレイルの進行が危惧されることを踏まえ、府民それぞれの生涯にわたる歯と口の健康づくりや全身の健康の保持増進を図るため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 「歯科検診」の定義を、歯と口の健康診断を意味する「歯科健診」に改めることとした。（前文、第2条、第5条、第7条～第11条関係）
- (2) 「オーラルフレイル対策」の定義を定めるとともに、「歯と口の健康づくり」の取組内容に加えることとした。（第2条、第18条関係）
- (3) 歯と口の健康づくりを推進するため、歯科健診や歯科保健指導を府民ひとりひとりが生涯にわたって定期的に受けることの促進を、必要な府の施策として明確にすることとした。（第9条関係）
- (4) 乳幼児期や学齢期及び成人期における歯と口の健康づくりを推進するため、むし歯と歯周病に関する対策のいずれもが、それぞれの年齢層に向けた予防対策等の内容に含まれるように例示を追加することで、これらの年齢層に必要な府の施策を明確にすることとした。（第10条、第11条関係）
- (5) 高齢期における歯と口の健康づくりを推進するため、オーラルフレイル対策を含めた歯科健診の促進等を、高齢期の口腔機能の維持向上に必要な府の施策として明確にすることとした。（第12条関係）
- (6) 感染症まん延時などにおける適切な歯科保険医療サービスの提供に関する施策を、歯と口の健康づくりの推進のための環境整備に必要な府の施策として明確にすることとした。（第14条関係）
- (7) 歯と口の健康づくりに関する研究の成果について府民の理解を深める観点から、その活用のみならず、その普及についても府の努力義務の内容として定めることとした。（第17条関係）

3 施行期日

令和3年7月7日